

2026年6月23日

各 位

管理会社名 アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 ステファニー・ドゥルーズ
問合せ先 ETFビジネス開発部 花村 憲治
(TEL. 050-5785-6306)

投資信託約款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日、上場インデックスファンド225（証券コード：1330）における投資信託約款の変更に関し、下記の通り決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象ファンド

上場インデックスファンド225（証券コード：1330）

2. 変更の内容および理由

資金流入額や投資対象の市場規模・流動性等を勘案し、運用に支障がない水準として、信託金限度額を10兆円相当額から20兆円相当額まで引き上げるべく、信託約款の一部に所要の変更を行ないます。

※投資信託約款の新旧対照表につきましては、別紙をご参照ください。

3. 日程

内閣総理大臣への届出日 : 2026年7月1日（予定）

変更日 : 2026年7月2日

4. 異議申立の手続き等

今回の約款変更は当該投資信託の商品性には何ら影響を与えるものではなく、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する「その変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるもの」には該当しないため、異議申立等の対応は行ないません。

以上

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(信託の目的、金額および追加信託の限度額) 第3条 ① (略)</p> <p>②委託者は、受託者と合意の上、<u>20兆円</u>相当額を限度として有価証券または金銭を追加信託できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。</p> <p>③ (略)</p>	<p>(信託の目的、金額および追加信託の限度額) 第3条 ① (同 左)</p> <p>②委託者は、受託者と合意の上、<u>10兆円</u>相当額を限度として有価証券または金銭を追加信託できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。</p> <p>③ (同 左)</p>